

コロンビアの経済状況(2026年第1四半期)

1. 国内

【2026年1月】

- 1月22日 電力会社に対し、2025年利益2.5%徴収、2026年販売電力量12%政府強制買取する等の政令発行(Decreto44 de 2026)。
- 1月23日 12月に宣言を行った「経済・社会緊急事態」の延長を宣言。
- 1月29日 憲法裁判所が、「経済・社会緊急事態」宣言及び同宣言を根拠とした政令の実施を凍結。

【2026年2月】

- 2月2日 政策金利引上実施(9.25%→10.25%)
- 2月6日 憲法裁判所による電力関連政令(※)の凍結
(※)1月22日発行 Decreto44 de 2026
- 2月11日 経済・社会・生態学的緊急事態を宣言(Decreto150 de 2026)
- 2月12日 最高行政裁判所による最低賃金引上げ(※)の差止命令。
(※)2025年12月29日に発出された2026年最低賃金を約23%引き上げる旨の大統領令(Decreto 1469 de 2025)
- 2月19日 2月12日付差止命令の根拠となる指摘を補強した大統領令(Decreto 159 de 2026)を発出し、最低賃金引上率を維持。
- 2月24日 特別資産税等を発行(Decreto173~177 de 2026)

【2026年3月】

- 3月9日 保健省が、医療費の病院への支払いを国(ADRES)が行うこと、破綻した民間保険会社(EPS)の顧客を行政が機械的に強制移管することを定めた(Decreto182 de 2026)。これに対し、行政裁判所が「患者の選択権、医療の継続性を損なう恐れがある」として効力の一時停止を命令(11日)。
- 3月17日 産業用ディーゼル(ボイラー等)補助金を撤廃(Decreto268 de 2026)。トラック用は据え置き。
- 3月16日 商工観光省が、鉄鋼関連品目の輸入関税を5~15%から35%(1年間)、タイル等セラミック関連品目の輸入関税を10%から25%(2年間)に引き上げ(Decreto 0264 及び 0265 de 2026)。
- 3月31日 中央銀行が政策金利引上を決定(10.25%→4月1日以降11.25%)。

2. 国際

【対エクアドル関係】

- 1月21日 エクアドル・ノボア大統領が、コロンビアからの全輸入品に2月1日より30%の追加関税を課す旨発表。理由として、国境地帯の麻薬対策を行っていることを挙げた。
- 1月22日 コロンビア政府は報復措置として、エクアドル産品20品目への30%関税、電力輸出の停止を発表。電力輸出停止措置は、22日より実施された。
- 1月27日 エクアドル・ノボア大統領が、両国国境における原油輸送コスト900%引き上げを発表。1バレルあたり3ドルから30ドルへ引き上げられた。
- 2月1日 エクアドルがコロンビア製品に対する関税を30%に引き上げ開始。
- 2月24日 コロンビアが対抗措置として相互関税を課す大統領令を施行(Decreto170、73品目30%)。
- 2月27日 エクアドル側が、コロンビア製品に対する関税を、3月1日以降30%から50%に引き上げる旨発表。
- 2月28日 コロンビア側が、対抗措置として、相互関税を30%から50%に引き上げる旨の大統領令案を公表
- 3月1日 エクアドルがコロンビア製品に対する関税を50%に引き上げ開始。

【その他】

- 2月19日 IEAの33番目加盟国となった。
- 3月21日 ボゴタにて、CELAC(ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体)首脳会議開催。本会合にて議長国はコロンビアからウルグアイへ引き継がれた。